

調査事項

在留許可のない外国人住民に対する公共サービスの提供について

① 貴事務所所在国では、在留許可のない外国人住民に対して、公共サービスを提供しているか。

→ 公式にそのような規定はされていないが、既存の制度に対象として含める形で事実上公共サービスを提供している（医療サービス及び義務教育）。

② 「提供している」場合、どこが（国か地方自治体か）、どのような公共サービスを提供しているか。

→ 1. **事業名** 外国人勤労者等疎外階層医療サービス支援事業

2. 事業の概要

2.1 事業推進の背景

保健福祉部（日本の厚生労働省に相当）は2005年から外国人勤労者など疎外階層に入院や手術費など自己負担が大きい項目を中心に医療費を支援する事業を実施している。

2.2 事業目的

健康保険、医療給付などの様々な医療保障制度では医療の恩恵を受けることができない人々に医療サービスを提供することで、人間として享受すべき最低限の健康的な生活の質を保障する。

3. 支援対象

ホームレス、外国人勤労者とその子供たち※、国籍取得前の女性の結婚移民者とその子供たち、難民とその子供であって、健康保険、医療給付などの様々な医療保障制度では医療の恩恵を受けることができない者

※外国人勤労者とその子供たち（不法在留外国人勤労者を含む）

- 外国人勤労者は韓国の国籍を持たない者であって、国内に所在している事業場で賃金を目的に勤労を提供した事実があったり、勤労している者をいう。
- 外国人勤労者の子供は18歳未満の上記外国人勤労者の子女である者をいう。

4. 支援サービス

- (1) 入院及び当日外来手術
- (2) 産前診察支援（保健福祉部公示による療養給与対象検査及び超音波検査支援）
- (3) 外国人勤労者の子供・国籍取得前女性結婚移民者及び難民等の子供の外来

5. 支援費用

- ・ 入院から退院まで発生した総診療費を支援、1回あたり500万ウォンの範囲内で支援
- ・ 1回あたりの総診療費が500万ウォンを超過し1,000万ウォンの以内の場合には医療機関の審議を経て総診療費超過事由書を作成し市・道に提出する場合1,000万ウォンの範囲内で支援
- ・ 1回あたりの総診療費が1,000万ウォンを超過する場合は医療機関の審議を経て総診療費超過事由書を作成し市・道に提出する場合1,000万ウォンまでは全額支援し

1,000 万ウォンを超過した金額は 80 %を支援

③ 公共サービスを受けるために、在留許可のない外国住民は、何か資格、要件を満たすことが必要か。

○ 支援対象者の設定

支援対象は、下記の要件の適合可否を事業施行医療機関の担当者が面談し判断する。

(1) 外国人勤労者

I. パスポート、外国人登録証、旅行者証を確認し身元確認

- ・パスポート、外国人登録証、旅行者証等で外国人の身元が確認された場合Ⅱの手続きに進む。
- ・身元が確認されなかったり、身元確認手続きを拒否する場合支援対象者から除外
- ・賃貸借契約書、居住事実についての隣友保証書等居住事実を確認することができる書類で身元確認がされた場合も支援可能

II. 国内滞在期間 90 日経過するかどうか、疾病が国内で発症したかどうかの確認

- ・国内滞在期間が 90 日を経過したか、病気が国内で発症したという医師の判断（医師の診断書の作成が必要）がある場合は、Ⅲの手続きに進む。
 - ※国内滞在期間が 90 日を経過していなくても、病気が国内で発症したという医師の判断がある場合には、支援対象者となることが可能
- ・国内滞在期間が 90 日を経過しておらず、病気が国内で発症したという医師の判断がない場合は、支援対象者から除外

III. 前・現職の勤労状況を確認

- ・事業場で発行した勤労確認書または本人陳述書で、事業場で労働したか労働している事実が確認されればⅣの手続きに進む。
 - ※"勤労確認書"は、その事業場の業種、事業場の所在地（市・郡・区）、勤労者の勤務期間、勤労者が当該事業場に所属していたことを確認する内容などを含む。
 - ※"本人陳述書"は、本人が前・現職労働者であるという内容と虚偽の事実が確認された場合は、診療費を納付するという内容を含む。
 - ※事業担当者は、有線電話又は事業場訪問などを通じて、"本人陳述書"に記載した勤労かどうかの確認を忠実に実行して確認事項を相談記録に記載
- ・勤労目的の入国者は、勤労状況を確認しない
 - *ビザの種類が D3（産業研修）、D4（一般研修）、E6（芸術興行）、E9（非専門就業）、E10（船員雇用）、H2（訪問就業）の場合は、勤労状況を確認しない
 - * B1（査証免除）、B2（観光通過）、C2（短期商用）、C3（短期総合）などは勤労状況を確認

IV. 健康保険、医療給付、労災保険の適用対象かどうかを確認

- ・労災保険の適用対象かどうかを確認
 - 労災保険が適用されるかどうかは、医療機関内労災保険担当職員と協議をして確認、労災保険が適用される場合は、労災保険で支援して支援対象者から除外
 - ただし、零細事業場で発生した労災は支援可能、この場合、健康保険、医療給付の適用が可能かどうかに関係なく支援可能、零細事業所かどうか、および労災対応するかどうかは、以下の点に基づいて確認
 - *零細事業場の確認：事業担当者は、勤労福祉公団を通じて事業場の労災保険加入の有無を確認（当該事業場が未登録の場合は、零細事業場での判断）
 - *労災の確認：担当医は、労災に該当するか判断（医師の診断書作成が必要）

・健康保険、医療給付適用対象の確認

インターネットや国民健康保険公団の資料要求をして健康保険や医療給付対象者かどうかを徹底的に確認

健康保険や医療給付の適用対象者などに該当する場合、支援対象者から除外

★★健康保険など各種医療保障制度に加入可能な場合、相談を通じて加入誘導

(2) 外国人勤労者の子供

I. 親との家族関係を確認

・家族関係確認資料や"親の本人陳述書"で、親と子供が、家族関係であることが確認された場合Ⅱの手続きに進む。

・家族関係の確認を拒否したり、親と子供が、家族関係であることが確認されていない場合は対象者から除外

※"親の本人陳述書"には、家族関係という内容と虚偽の事実の場合、診療費を支払いするという内容を含む。

Ⅱ以下は(1) 外国人勤労者のⅠ～Ⅳと同様

